

やいた特派員設置要綱

(設置)

第1条 市民等の参画による情報発信力の強化により、市の知名度・イメージの向上やまちへの愛着や誇りの醸成を図るため、SNSを活用した情報発信を行うやいた特派員（以下「特派員」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 特派員は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 自身のアカウントを活用し、SNSで積極的な矢板市の魅力発信を行うこと。
- (2) 前号により投稿する場合は、「#矢板市」「#やいた特派員」「#yaitagram」などのハッシュタグを付けること。
- (3) 市内等における人物及び各種団体、地域の話題、行事、催物等取材し、これによって作成した記事及び撮影した写真又は動画を市に提供すること。
- (4) 市の投稿する記事に多様な視点を盛り込むための支援を行うこと。
- (5) その他市長が必要と認めるシティプロモーション活動を行うこと。

(登録)

第3条 市長は、公募に応募した者及び団体の中から、次条に規定する登録資格を満たす者を特派員として登録するものとする。

(登録資格)

第4条 特派員として登録することのできる者は、市の魅力を市内外に情報発信する意欲のある高校生以上の個人又は団体であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第1号に規定する特別職のうち、就任について公選によることを必要とする者

- (2) 特定の宗教を支持し、布教することを目的として登録を希望する者
- (3) 矢板市暴力団排除条例（平成24年矢板市条例第26号）第2条第1号又は第3号から第5号までに該当する者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む者
- (5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者
- (6) 市税を滞納している者
- (7) その他市長が適当でないと認めた者

（登録の手続き）

第5条 特派員の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特派員登録申込書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、登録の可否を決定の上、その旨を申請者に通知するものとする。

（登録期間）

第6条 特派員の任期は、登録をした日から登録を解除する日までとする。

（登録の解除）

第7条 特派員が次の各号のいずれかに該当したときは、登録を解除するものとする。

- (1) 第4条に規定する登録資格に該当しなくなったとき。
- (2) 特派員が辞退を申し出たとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

（報酬）

第8条 特派員の活動に対する報酬は、無報酬とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、特派員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。